

千葉市教育支援センター「ライトポート」事業運営要領

1 目的

不登校児童生徒に対して次の支援を行い、集団生活への適応や社会的自立を手助けする。

- (1) 個別のカウンセリングを通して、不安や悩みを和らげ、生活への意欲化を図る。
- (2) 体験的活動や集団での活動を通して自立心を養い、社会性、協調性の育成を図る。
- (3) 個に応じた学習指導を通して、学習の遅れやつまずきの解消を図る。

2 実施場所

千葉市立小学校内とする。

- (1) 千葉市教育支援センター 「ライトポート花見川」
千葉市花見川区朝日ヶ丘 2-6-1 千葉市立朝日ヶ丘小学校内
- (2) 千葉市教育支援センター 「ライトポート若葉」
千葉市若葉区若松台 2-25-1 千葉市立若松台小学校内
- (3) 千葉市教育支援センター 「ライトポート中央」
千葉市中央区大森町 268 千葉市立大森小学校内
- (4) 千葉市教育支援センター 「ライトポート美浜」
千葉市美浜区真砂 4-5-1 千葉市立真砂西小学校内
- (5) 千葉市教育支援センター 「ライトポート緑」
千葉市緑区土気町 1634-2 千葉市立土気小学校内
- (6) 千葉市教育支援センター 「ライトポート稲毛」
千葉市稲毛区作草部町 1298-1 千葉市立千草台東小学校内

3 実施時間等

午前 9 時 30 分から午後 3 時まで（水曜日は、午前 9 時 30 分から正午まで）とする。
ただし、次に掲げる日は実施しない。

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) その他教育センター所長が定めた日

4 対象（通級要件）

次の要件を満たす者で、教育センター所長が認める者

- (1) 千葉市立小・中学校に在籍する児童生徒
- (2) 心理的、情緒的要因等により不登校状態にある者
- (3) 本人が通級を希望し、保護者及び在籍校の校長の要請を受けた者

5 定員

各教育支援センターの定員は、中学部は 20 名程度、小学部は 15 名程度とする。

[参考] 不登校児童生徒への支援の在り方について 令和元年10月25日付け
文科初第698号 文部科学省初等中等教育局長通知より
教育支援センター整備指針(試案)

6 指導体制

- センターには、相談・指導などに従事する指導員を置くものとする。
- 指導員は、通所の児童生徒の実定員10人に対して少なくとも2人程度置くことが望ましい。
- 指導員には、相談・指導、学習指導等に必要な知識及び経験又は技能を有し、かつその職務を行うに必要な熱意と識見を有するものを充てるものとする。

6 その他

教育支援センターの運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附則 この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則	この要領は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。
附則	この要領は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。
附則	この要領は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。
附則	この要領は、平成 2 3 年 1 0 月 1 2 日から施行する。
附則	この要領は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。
附則	この要領は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。
附則	この要領は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。
附則	この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
附則	この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。